

別表十二（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第55条《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の43《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額7」は、措置法第55条第2項第5号に規定する特殊投資法人である場合又は令和2年旧措置法第68条の43第2項第5号に規定する特殊投資法人である場合には、措置法令第32条の2第19項及び第20項《海外投資等損失準備金》の規定により計算した金額又は令和2年6月改正前の措置法令第39条の72第15項及び第16項《海外投資等損失準備金》の規定により計算した金額を記載します。この場合において、これらの金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額8」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 措置法第55条第1項第1号若しくは第2号に掲げる株式等又は令和2年旧措置法第68条の43第1項第1号若しくは第2号に掲げる株式等の取得である場合には、「又は50」を消します。
 - (2) 措置法第55条第1項第3号若しくは第4号に掲げる株式等又は令和2年旧措置法第68条の43第1項第3号若しくは第4号に掲げる株式等の取得である場合には、「20又は」を消します。